

学童保育所利用料金

◆利用料金

利用時間区分			利用料金（月額）	
1	午前8時から午後6時まで	8月以外の月	7,000円	基本料金
		8月	10,000円	
2	午前7時から午前8時まで	8月以外の月	500円	加算料金
		8月	1,000円	
3	午後6時から午後7時まで		1,000円	

※月の途中で入所・退所した場合でも、利用日数にかかわらず、月額の利用料金がかかります。

また、1日もご利用がなくても、在籍していれば月額の利用料金がかかります。

※利用料金は、利用時間区分の料金を合算して納入していただきます。

※利用料金が納入されない場合、佐倉市立学童保育所設置及び管理等に関する条例施行規則第14条の規定により、児童の出席停止又は退所していただく場合がありますので、必ず納期限までに納入してください。

◆利用料金の減免

次のような場合は、利用料金が減免されます。減免を受けるためには、下記の書類を用意し、各学童保育所で申請手続が必要です。**申請がない場合は、減免の適用になりませんのでご注意ください。**

《減免内容》

減免区分 利用時間区分	【1】 ・生活保護受給世帯 ・前年度の市民税が非課税のひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯	【2】 前年度の市民税所得割課税額が10,000円以下となる世帯	【3】 入所児童が2人以上いる世帯
午前8時～午後6時まで	免除	2分の1を減額 (8月以外) 3,500円 (8月) 5,000円	2人目以降の児童1人につき2分の1を減額 (8月以外) 3,500円 (8月) 5,000円
・午前7時～午前8時まで ・午後6時～午後7時まで	免除		
必要添付書類	・前年度の市民税非課税証明書 ※生活保護受給世帯は、税関係書類不要	・前年度の市民税課税（非課税）証明書又は納税通知書（写）	なし

※【2】及び【3】ともに該当する場合は、【2】の減額後の額の2分の1を減額

《申請手続必要書類》

- ・利用料金減免申請書
- ・前年度の市民税課税(非課税)証明書又は市民税の納税通知書等の写し

※市民税課税(非課税)証明書の交付は、佐倉市役所市民税課、市内各出張所・派出所で行っています。ご不明な点につきましては、佐倉市役所市民税課にお問い合わせください。ただし、賦課期日（その年の1月1日）現在、佐倉市外に住所を有していた方は、前住所地の市区町村から上記、税関係書類を取り寄せてください。

※生活保護受給世帯は、税関係書類を提出する必要はありません。